

22大気第592号
平成23年2月7日

社団法人愛知県建設業協会 会長 様

愛知県環境部長



石綿等が吹き付けられた建築物の解体等における集じん・排気装置
の保守点検の徹底等について（通知）

日ごろは、本県の大気環境行政の推進につきまして、格別の御理解・御協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、環境省が実施した「平成21年度アスベスト大気濃度調査」の中で、建築物の解体現場に係る調査において、敷地境界では特に高い濃度ではなかったものの、前室及び排気口付近で高濃度が疑われる現場がありました。

厚生労働省及び環境省は、その原因について専門家を交えた意見聴取等の調査を行い、その結果、原因を特定することはできなかったものの、集じん・排気装置の不具合の可能性が高いと考えております。

当該解体現場では、敷地境界の大気濃度調査から、石綿による大気の汚染が無いことが確認されていますが、このような事態の再発を防止するため、平成23年1月27日付け基安化発0127第1号及び環水大大発第110127002号で厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長及び環境省水・大気環境局大気環境課長から、別添のとおり通知がありました。

つきましては、大気汚染防止法で定める特定粉じん排出等作業を行う場合は、下記の事項について留意の上、作業を実施することを、貴団体の傘下事業者に対し、要請していただきますようお願いいたします。

記

- 1 特定粉じん排出等作業（以下「排出等作業」という。）を行う場合は、集じん・排気装置の適切な使用を徹底すること。なお、その際は、「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課）※を参考とし、特に集じん・排気装置のフィルターの適切な交換や稼動前のフィルターの取付状態の確認等について配慮すること。



- 2 集じん・排気装置が適切に使用されていることを確認する方法として排出等作業の周辺環境の測定の実施が有効であることから、排出等作業を行う場合は、「アスベストモニタリングマニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課）※を参考に環境大気中のアスベスト濃度を測定すること。

※ 「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」（http://www.env.go.jp/air/asbestos/litter_ctrl/manual_td/index.html）及び「アスベストモニタリングマニュアル」（http://www.env.go.jp/air/asbestos/monitoring_manu.html）については、環境省のホームページを参照してください。

担 当 大気環境課規制グループ
電 話 052-954-6215 (ダイヤルイン)
F A X 052-953-5716
内 線 3033